

| 機関番号 | 研究種目番号 | 応募区分番号 | 小区分 | 整理番号 |
|-------|--------|--------|-------|------|
| 32682 | 05 | 1 | 08020 | 0001 |

令和3(2021)年度 基盤研究(B)(一般)研究計画調書

令和 2年10月31日
2版

新規

| | | | |
|---------------------------------|---------------------|--------------------------|--------------------------|
| 研究種目 | 基盤研究(B) | 応募区分 | 一般 |
| 小区分 | 社会福祉学関連 | | |
| 研究代表者 氏名 | (フリガナ) | コセキ タカシ | |
| | (漢字等) | 小関 隆志 | |
| 所属研究機関 | 明治大学 | | |
| 部 局 | 経営学部 | | |
| 職 | 専任教授 | | |
| 研究課題名 | 日本に住む外国人に対する金融包摂の方策 | | |
| 研究経費 (千円未満の 端数は切り 捨てる) | 年度 | 研究経費 (千円) | 使用内訳(千円) |
| | | | 設備備品費 消耗品費 旅費 人件費・謝金 その他 |
| | 令和3年度 | 5,520 | 0 100 400 1,050 3,970 |
| | 令和4年度 | 6,130 | 0 100 1,290 930 3,810 |
| | 令和5年度 | 5,800 | 0 100 200 1,700 3,800 |
| | 令和6年度 | 2,550 | 0 100 300 520 1,630 |
| | 令和7年度 | 0 | 0 0 0 0 0 |
| 総計 | 20,000 | 0 400 2,190 4,200 13,210 | |
| 開示希望の有無 | 審査結果の開示を希望する | | |
| 研究計画最終年度前年度応募 | -- | | |

1 研究目的、研究方法など

本研究計画調書は「小区分」の審査区分で審査されます。記述に当たっては、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（公募要領111頁参照）を参考にすること。

本欄には、本研究の目的と方法などについて、4頁以内で記述すること。

冒頭にその概要を簡潔にまとめて記述し、本文には、(1)本研究の学術的背景、研究課題の核心をなす学術的「問い」、(2)本研究の目的および学術的独自性と創造性、(3)本研究で何をどのように、どこまで明らかにしようとするのか、について具体的かつ明確に記述すること。

本研究を研究分担者とともに行う場合は、研究代表者、研究分担者の具体的な役割を記述すること。

（概要）

本研究における学術的「問い」は、日本社会における金融排除が人々の暮らしに及ぼしている影響を及ぼしているか、社会福祉の観点からいかなる金融包摂策が適切かということである。近年は日本に住む外国人が急増していることから、外国人の金融排除の実態を明らかにして、金融包摂の方策を示すことが本研究の目的である。

外国人の家計管理支援や金融包摂の研究は、国内ではほとんど行われてこなかった。本研究は、外国人の社会的統合政策の先行研究の延長線上に家計・金融を位置づける点に独自性がある。本研究により福祉と金融を架橋した新たな学際的研究を展望でき、また金融包摂を政策に位置づけて、外国人の社会的包摂に貢献し得る。

5名の研究者の合議の下で、外国人労働者・留学生、送り出し国における調査と、外国人母子世帯に対する調査を組み合わせながら、金融包摂の有効性を検証する。

（本文）

1. 学術的「問い」——本研究の問題意識と長期目標

本研究における学術的「問い」は、日本社会における金融排除が人々の暮らしに及ぼしている影響を及ぼしているか、社会福祉の観点からいかなる金融包摂策が適切かである。

こんにちの社会では、電子決済や各種保険、キャッシングなど多様な金融サービスが発達し、日常生活はたいへん便利になった。また災害時には公的貸付制度が緊急に貸付をして家計を支えている。しかし、金融の利用が日常生活で当然の前提とされた社会においては、金融を使えない人は逆に大きな不便を強いられることになる。銀行カードローンによる多重債務や奨学金の返済困難など、不適切な金融のために破綻する例も絶えない。

非正規雇用の増大に伴って世帯収入は不安定化しており、無貯蓄世帯は二人以上世帯で23.6%、単身世帯で38.0%にのぼり（2019年）、失業や病気でたちまち困窮する恐れが高い。それだけに家計管理が重要となるが、自力での家計管理に難を抱える人も少なくない。社会保障や金融支援がなければ、借金や税金・家賃の滞納を重ね、破産に至ってしまう。

「金融排除の過程は、金融へのアクセスや使用の困難に直面した人々が、所属する社会における通常の生活を営めなくなる過程」（Gloukoviezoff 2011）とされており、銀行口座を持ってない、高金利の借入による破綻、保険加入拒否など多様な形態があるが、金融包摂は金融排除を解消し、適切な金融サービスを提供することである。1990年代半ば以降、西欧では福祉国家の後退や金融自由化を背景として、金融排除が意識されるようになった。

本研究の長期目標は、社会の多様性が深まる中で、福祉・医療・教育・住宅などの社会サービスと金融との関連において、包摂的な金融サービスのあり方を見出すことである。

2. 本研究の社会的・学術的背景、独自性・創造性

社会的背景 移民やマイノリティが人口の一定割合を占める欧米諸国では、移民やマイノリティが言語の障壁や文化的差異、信用履歴の欠如、金融知識の不足、偏見・差別などのために金融サービスから排除され、不利益を被るといった問題が認識されてきた。

【1 研究目的、研究方法など(つづき)】

日本でも在留外国人数は2012年以降急増し、2019年末時点では293万人余(対前年比7.4%増)となった。技能実習生は全体の14%を占め、増加率も対前年比25.2%増と著しい。2019年に特定技能労働者制度が始まり、**今後も外国人が増えることが予想される。**

金融庁は外国人の金融サービスの利便性向上のため、金融機関に口座開設等の協力を呼びかけているが、マネーロンダリング対策の関係で金融機関は積極的に応じ難いという問題が指摘されている。銀行口座がなく、日本人の保証人がいないためアパートを借りられない、住所がないため住民登録ができず、行政サービスも受けられないといった**悪循環が生じている。**不法滞在扱いとなった外国人は、さらに厳しい状況に追い込まれている。

他方、**家計管理**に関しては、自治体は生活困窮者自立支援制度の家計改善支援事業の実施が努力義務とされたが、特に母子世帯は低所得に加えて子どもの養育費・教育費がかさみ、家計管理は容易ではない。**外国人母子世帯であればさらに困難が増す**が、日本では外国人母子世帯に対する包括的な支援態勢は整っていないという現状がある。

学術的背景と独自性・創造性 これまで外国人労働者の受け入れにあたって、公的扶助、年金・保険、教育、医療を日本人と同等に保障し、ソーシャルワークを通じて多文化共生を図るべきとする**社会的統合政策が、以下のように論じられてきた。**

(1) **社会政策論**：外国人労働者を短期限定の安価な労働力として見るのではなく、中長期的な移民政策を設計すべきとの議論が展開されている。

(2) **社会保障論**：1980年代以降増加したニューカマーが社会保障制度(年金・保険など)の適用外となっていることが問題視されてきた。

(3) **社会福祉論・貧困研究**：社会福祉論では、外国人が経験する生活困難に対して、ソーシャルワークの手法で支援すべきとの議論がなされている。貧困研究では、外国人世帯の貧困と子どもの不就学問題、外国人母子世帯の困窮などが注目されている。

(4) **金融論**：外国人労働者に対して十分に金融を提供できていないとの認識が近年生じている。他方で、国内では外国人の金融排除に関する研究の蓄積はない。

しかし、全体として、外国人世帯の家計管理支援や金融排除・金融包摂に関する研究はほとんど行われてこなかった。こうした研究の空白は、金融というカテゴリーが社会保障・社会福祉分野で明確に位置づけられていなかったためであろう。

本研究は、外国人の社会的統合政策論の先行研究を踏まえて、その延長線上に、家計・金融を位置づけ、その役割を明らかにする点に独自性があるといえる。金融は医療・福祉・教育、社会保障と相互に不可分の関係にあり、社会福祉・貧困研究の分野に金融の知見を加え、**金融と社会的排除・貧困の相互の因果関係を示す**ことで、研究の視野を広げることができる。本研究は**社会福祉と金融(特に社会的金融)の架橋**として、両研究分野の垣根を超えた新たな学際的研究を本格的に進めていく一つの端緒となり得る。

社会的な効果としては、外国人に適切な金融サービス、金融教育・家計管理等を社会福祉事業の体系に有機的に組み込み、生活の質の向上に寄与することが期待できる。

応募者(研究代表者・研究分担者含む)はこれまで主に、生活困窮者の金融排除・金融包摂、家計改善支援に関連した研究を手がけてきた。近年の外国人数急増と外国人を取り巻く厳しい状況を契機として、外国人の金融包摂策を本格的に検討すべき時機にあると判断し、本応募研究を計画した。**金融排除の観点から、自らの研究の文脈上に新たな研究対象である外国人を位置つけた点が本研究の創造性・革新性といえる。**

【1 研究目的、研究方法など(つづき)】

3. 本研究の目的——短期目標

本研究の目的(短期目標)は、日本に住む外国人の金融排除の実態を明らかにして、金融包摂の方策を示すことである。

本研究は、外国人の中でも脆弱な立場にある人々として、外国人労働者・留学生(課題1・2)と外国人母子世帯(課題3)に焦点を当て、彼らが日本でいかなる金融排除・社会的排除を経験しているのか、またいかなる解決策が有用であるのかを検証する。

外国人労働者・留学生に関しては、外国人の受け入れ国と送り出し国の双方を視野に入れ、両者の制度的・文化的なギャップを総体的に把握することで、受け入れ国(本研究においては日本)と送り出し国がいかなる対策を要するかを示したい。そのため日本国内での実態把握(課題1)と送り出し国での実態把握(課題2)に細分化する。

外国人労働者・留学生(課題1)を取り上げるのは、外国人労働者(日系人や技能実習生、特定技能労働者など)と留学生が近年急増しているが、彼らに金融が充分提供されていないという問題が指摘されているためである。また、コロナ禍の影響で生活に困窮する外国人労働者・留学生も少なくないが、在留資格に伴う就労制限や社会保障の対象範囲、言語の障壁などから支援が充分届かず、家計が成り立たない点も指摘されている。そのため外国人労働者やその家族、留学生に焦点を当てて、日本でいかなる金融排除と社会的排除に直面しているのかを明らかにし、解決策の有効性を問う。

他方、課題2では、労働者・留学生を日本など先進国に多く送り出している国(ベトナム、ネパール、フィリピンなど)においては、金融に関する伝統的な価値観や行動パターンが日本とどのように異なるのか、また金融排除の緩和策として金融リテラシー教育や海外送金の態勢にどのような課題があるのかを明らかにし、解決策の有効性を検証する。

外国人母子世帯(課題3)は、母子世帯は相対的貧困率が高いが、外国人母子世帯は言語の障壁等でさらなる困窮が予想されるためである。外国人母子世帯は日本人母子世帯より失業率が高いとの調査(高谷・大曲他 2015)があるが、外国人母子世帯に対する包括的な支援態勢が整っていない(大友 2017)との指摘もある。従って課題3では、外国人の母子生活支援施設や支援団体の利用者が直面する家計管理の困難と、施設内での家計・金融教育、施設退所後の継続的な相談支援の状況を調査し、あるべき支援策を見出す。

4. 研究方法

上記の研究目的に従い、3つの具体的な課題に分けて研究を行う(研究体制やスケジュールは次ページの図を参照されたい)。

課題1 国内の外国人労働者・留学生

(1) 金融サービス提供による効果

A 外国人労働者やその家族、留学生などが、銀行口座の開設、海外送金、教育費・生活費の借入、各種保険などの適切な金融サービスにアクセスし利用できているか、必要な金融リテラシーは何かについて、サービス提供機関および外国人コミュニティを通じて、外国人労働者・留学生にアンケートおよびインタビューを行う。公的機関からの聞き取りや統計情報の収集を行う。

B (ア)外国人労働者・留学生に対して海外送金、住居探し、就労あっせんなどを包括的に提供することで生活状況の改善につながるのか、外国人に住居探しや就労あっせん等を行う(株)グローバル・トラスト・ネットワークスの利用者を追跡して効果を測定する。

【1 研究目的、研究方法など(つづき)】

(イ)日本の金融機関が、送り出し国側の金融機関や外国人コミュニティと連携することにより、外国人に対する口座開設や信用供与が進むのか、ネパールの銀行と連携して在日ネパール人の口座開設や送金を行う第一勧業信用組合の利用者を追跡して効果を測定する。

(2) 困窮者への緊急支援・公的貸付

在留資格に伴う就労制限、コロナ禍の影響、社会保障の対象範囲、言語の障壁などから生活に困窮した外国人の家計状況について、(ア)生活困窮者に住居提供、生活費援助などを行う市民団体「反貧困ネットワーク」の支援実績を集計分析し、(イ)社会福祉協議会の生活福祉資金貸付など公的福祉貸付の利用実態について、関係機関から聞き取りを行う。

課題2 送り出し国の課題

送り出し国(ベトナム、ネパール、フィリピンなど)において、金融に関する価値観・行動パターン、労働者・留学生への金融リテラシー教育や事前研修の実施状況、海外送金の態勢等について、関係機関、出稼ぎ・移民労働者、留学生に聞き取りを行うとともに、金融リテラシー教育を試行し、その有効性を検証する。金融包摂に関する調査実績が豊富な(株)かいはつマネジメント・コンサルティングに調査委託する。

課題3 国内の外国人母子世帯への支援

(1) 国内の母子生活支援施設、婦人保護施設

外国人の母子世帯は言語・文化的障壁、日本の公的福祉制度や金融、家計管理に対する認識、就職難、社会的孤立などによる困難を抱えているか、いかなる支援が必要かを、全国母子生活支援施設協議会や母子世帯支援団体の協力を得て、施設・団体の職員や母子世帯へのアンケート、インタビューで明らかにし、また外国人母子世帯を対象に金融リテラシー講座を開いて、効果を検証する。

(2) フランスの母子生活支援施設・母子世帯支援の非営利組織

フランスでは家庭経済ソーシャルワーカーが低所得世帯への家計改善支援事業を行っていることから、母子生活支援施設や母子世帯支援の非営利組織が外国人母子世帯にいかなる支援を行っているかを、フランスの母子生活支援施設や団体、家計や家族問題の調停機関(UDAF: Union départementale des associations familiales)等の視察で明らかにする。

【研究体制、研究者の責任分担、協力機関一覧、スケジュール】

| ガバナンス | 運営会議(研究代表者・研究分担者) | | | | | | |
|----------|-------------------|------|-------------------|--------|----------|----------------|--------|
| 研究課題 | 課題1 国内の外国人労働者・留学生 | | | | 課題2 | 課題3 | |
| | (1)金融サービス提供による効果 | | (2)困窮者への緊急支援・公的貸付 | | 送り出し国の課題 | 国内の外国人母子世帯への支援 | |
| 研究者分担 | 小関 | | 角崎 | | 小関・野田 | 佐藤・吉中・野田 | |
| 協力機関・調査先 | (株)GTN | 第一勧信 | 反貧困ネットワーク | 社協・自治体 | (株)KMC | 母子生活支援施設等 | フランス視察 |
| 1年目 | ■ | ■ | ■ | | ■ | ■ | |
| 2年目 | ■ | ■ | ■ | | ■ | ■ | ■ |
| 3年目 | ■ | ■ | | ■ | | ■ | |
| 4年目 | ■ | | | ■ | | ■ | |

2 本研究の着想に至った経緯など

本欄には、(1)本研究の着想に至った経緯と準備状況、(2)関連する国内外の研究動向と本研究の位置づけ、について1頁以内で記述すること。

1. 本研究の着想に至った経緯と準備状況

(1) 着想に至った経緯

小関(研究代表者)が最初に「外国人の金融排除」の着想を得たのは、若手研究(2011-2014年度)で、アメリカのマイクロファイナンス機関を現地調査した時であった。アメリカでは unbanked や underbanked と呼ばれる金融排除層が多いことに驚かされた。他方、移民や難民に融資や金融教育などを熱心に行うマイクロファイナンス機関も多数あり、政府もそれらを援助していて、金融包摂の意義や可能性を強く感じさせた。これに対し日本では、外国人の金融排除は問題の把握すらされていないことにギャップを感じた。

基盤研究C(2016-2018年度)では、定住外国人世帯に1年間密着して家計調査を続けたが、彼らは難解な日本語表現の請求書や通知の意味を理解できないことも多く、結果的に多額の債務を抱えて家計が行き詰まっていた。困難の原因は国籍や言語だけに帰せられないものの、外国人であることが不利な状況の一因ではないか、また外国人の家計・金融のニーズに対応できる支援団体が少ないのではないか、との思いが強まっていった。

(2) 準備状況

研究分担者との連携は既に始めており、調査協力機関からは協力の内諾が得られている。

外国人に住居探しや家賃保証、生活相談、就職あっせんなど幅広いサービスを提供する(株)グローバル・トラスト・ネットワークスや、途上国の金融包摂に関する調査経験を有する(株)かいはつマネジメント・コンサルティング、母子生活支援施設の職員などと意見交換し、現状を大まかに把握しつつある。また、困窮する外国人の相談現場を同席・傍聴し、生の声を聴くことができた。

2. 関連する国内外の研究動向と本研究の位置づけ

国内における戦後の外国人の社会的排除に関する研究は、1950年代以降、在日韓国朝鮮人を外国人扱いとして社会保障制度から排除したことに対する批判的研究に遡り、また1980年代に増加したニューカマーが社会保障制度から排除された問題、日系ブラジル人労働者の受け入れと多文化共生の施策・実践、技能実習生の労働問題など、その時代ごとに特徴的な外国人の存在がクローズアップされてきた。近年では外国人労働者の急増に伴い、外国人の受け入れ政策や多文化共生施策が2010年代以降多く研究されるようになった。

金融論の分野では、外国人労働者による海外送金に関する研究が2000年代後半以降に散見される。これは労働者の送り出し国において送金が大きな収入源となり、貧困削減や地域経済に好影響をもたらすとといった論点が中心であった。近年の外国人労働者の急増に伴い、彼らに金融をいかに提供するかという議論は2019年以降に少しずつ出始めている。

国内では外国人の金融排除問題がみられないが、古くから多くの移民・難民を受け入れてきた欧米諸国では、移民・難民の金融排除・金融包摂に関する研究の蓄積は少なくない。

本研究は、社会福祉と金融という二つの異なる研究領域を架橋し、欧米の研究蓄積を参照しながら、外国人の社会的統合政策論の一つとして金融包摂を位置づける。外国人世帯の家計・金融という新たな研究領域の開拓により、社会保障、社会福祉、金融など多様な分野で研究の発展に資することが期待される。

3 応募者の研究遂行能力及び研究環境

本欄には応募者（研究代表者、研究分担者）の研究計画の実行可能性を示すため、(1)これまでの研究活動、(2)研究環境（研究遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等を含む）について2頁以内で記述すること。

「(1)これまでの研究活動」の記述には、研究活動を中断していた期間がある場合にはその説明などを含めてもよい。

(1) これまでの研究活動

本研究の応募者（研究代表者、研究分担者）はこれまで主に、生活困窮者の金融排除・金融包摂、家計改善支援に関連した研究を手がけてきた。

小関（研究代表者）は、先進諸国において低所得者層がマイクロファイナンスを利用して経済的に自立する可能性を探るため、2011—2014年度、若手研究 A「先進国におけるマイクロファイナンス機関の持続可能な経営モデル構築」により、アメリカ・イギリス・韓国・日本のマイクロファイナンスの実態調査を行った。この研究成果の一部は Koseki & Strong (2013)や佐藤編(2016)などにまとめているが、国や地域によって社会経済的背景や制度の差異が大きいことから、日本は他国の制度や実践を部分的に参考にしながらも、日本の実情に即したマイクロファイナンスのあり方を追求する必要性が明らかとなった。

2010年代は、途上国の開発援助においても「マイクロファイナンスから金融包摂へ」のパラダイム・シフトが顕著となり、また日本では2015年の生活困窮者自立支援法施行に象徴されるように、「多重債務問題から生活困窮者支援へ」の変化が起きた。そのためマイクロファイナンスから金融包摂へと視野を広げ、2016—2018年度、基盤研究 C「金融包摂による生活困窮からの脱却可能性」により、日本的な金融包摂のあり方を追求することとした。この研究では、**本研究の研究分担者でもある佐藤・角崎・野田を分担者に迎え、生活困窮者世帯に1年間密着して家計を記録する「ファイナンシャル・ダイアリー調査」を行った。**研究成果の一部は**小関編(2020)**などにまとめているが、この研究を通じて分かったことは、生活保護を受給していない生活困窮者は収入・支出の波が激しく家計管理が難しいこと、精神・知的障がいのために適切な家計管理ができず困窮する例があること、病気や失業をきっかけに多重債務に陥ることなど、何らかの原因により家計が破綻に至りやすいという実態であった。

この調査では、定住外国人世帯も一部調査対象に含めたが、その際には言語の障壁など、外国人特有の困難が観察された。そのため、今回応募する研究においては、社会的に立場の弱い外国人労働者・留学生と外国人母子世帯に研究対象を設定することとした。

佐藤（研究分担者）は、多重債務問題とセーフティネット貸付、生活福祉資金貸付をはじめとする公的福祉貸付制度、家計支援のソーシャルワークを主に研究してきた。佐藤が研究代表者を務めた基盤研究 C を挙げれば、「多重債務者へのソーシャルワークアプローチの可能性について」(2004 - 2005 年度)、「マイクロクレジットの日仏比較」(2012 - 2014 年度)、「家計相談支援におけるソーシャルワークの役割」(2018 - 2020 年度)がある。佐藤は日本を研究のフィールドとしながらも、フランスのマイクロファイナンスや家計支援ソーシャルワークの先駆的な実践に着目し、示唆を得てきた。本応募研究でもこの研究成果を基礎として外国人母子世帯に対する支援について研究を行う。

吉中（研究分担者）は、女性の貧困やドメスティック・バイオレンス（DV）被害者への支援、世帯内の所得分配と女性への経済的暴力を研究しており、吉中が研究代表者を務めた科研費研究は、「DV被害者の自立支援と生活再建に関する研究」(2006 - 2007 年度)、「DV被害者のニーズに基づく支援のあり方と自立支援策に関する研究」(2009 - 2011 年

【3 応募者の研究遂行能力及び研究環境(つづき)】

度)「DV被害者に対する自立支援策の展開に関する研究」(2012 - 2014 年度)「単身女性のライフステージにおける貧困の形成要因に関する研究」(2015 - 2017 年度)「単身女性の公的年金制度と貧困に関する研究」(2018 - 2020 年度)がある。外国人母子世帯の家計を考察する前提として、世帯内の「経済的暴力」(吉中 2020)が借金・滞納といった「マネープロblem」(岩田正美)の一因であるという視点は重要である。

角崎(研究分担者)は、金融包摂の観点から、公的福祉貸付の歴史や、生活困窮者向けの貸付事業のあり方を研究してきた。角崎が研究代表者を務めた科研費研究は、「リバースモーゲージ型生活支援制度の実態調査」(2013 - 2014 年度)「日本の福祉的貸付事業の戦後史 金融包摂をめぐる歴史社会学的研究」(2015 - 2017 年度)「包摂的な貸付システムの検討:金融ケイパビリティ論を踏まえた実証研究と規範研究」(2019 - 2022 年度)がある。角崎は特に困窮者向け福祉貸付制度に関する専門的知見を活かし、本応募研究では困窮する外国人への福祉貸付事業の果たす役割と抱える課題を明らかにする。

野田(研究分担者)は、貧困世帯の家計管理支援のあり方を研究し、また金融リテラシー・金融ケイパビリティの理論研究を深めてきた。野田が研究代表者を務めた科研費研究は、「日米における公的扶助の諸条件とその正当性に関する研究」(2010 - 2011 年度)「貧困対策におけるストック資源充足の意義と課題」(2012 - 2015 年度)「貧困世帯の家計管理に介入する政策の意義と限界:日米英の展開を中心として」(2016 - 2019 年度)「貧困世帯の貨幣運用に介入する政策・実践の金融的手法に関する研究」(2020 - 2023 年度)がある。生活困窮者の金融リテラシー・ケイパビリティを向上させることで、家計管理能力を高める観点から、本応募研究では外国人の金融包摂のあり方を検討する。

Koseki, Takashi and Strong, Owen (2013) “Exploring the Social and Economic Outcomes of Microfinance”, *Business Center for New Americans*, pp.1-46.

小関隆志編著(2020)『生活困窮と金融排除』明石書店

佐藤順子編著(2016)『マイクロクレジットは金融格差を是正できるか』ミネルヴァ書房

吉中季子(2020)「DV研究と経済的暴力」『大原社会問題研究所雑誌』739, pp.22-37.

(2) 研究環境(研究遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等を含む)

研究代表者・研究分担者との連携協力に関しては、数年間にわたっていくつかの調査研究プロジェクトを共同で行ってきており、また本研究の企画段階でもオンラインで緊密に議論を重ねてきた。本研究においては定期的に運営会議を開く予定である。

本研究では、外国人労働者・留学生・母子世帯や、公的機関・支援団体の担当者からの情報収集が重要となるため、いかに当事者にアプローチできるかが研究遂行にとって致命的と言える。本研究においては、日本において外国人労働者・留学生を対象に住居探しや就労あっせん等の事業を行っている企業や、口座開設・海外送金を手がける金融機関、困窮する外国人を救済している市民団体、母子世帯の支援施設などが調査協力を内諾していることから、調査協力団体を通じて当事者にアプローチすることが充分可能である。

小関(研究代表者)は、一般社団法人生活サポート基金の理事を務めるなど、生活困窮者のための生活相談・貸付事業を行う団体との人脈があり、研究協力を得やすい。

新型コロナウイルス感染症の影響により、海外視察や国内調査を予定通りに実施できない場合でも、実施時期の調整や調査方法の変更などを柔軟に対応する態勢ができています。

4 人権の保護及び法令等の遵守への対応（公募要領4頁参照）

本欄には、本研究を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など指針・法令等（国際共同研究を行う国・地域の指針・法令等を含む）に基づく手続が必要な研究が含まれている場合、講じる対策と措置を、1頁以内で記述すること。

個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査（個人履歴・映像を含む）、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

該当しない場合には、その旨記述すること。

本研究は外国人労働者・留学生・母子世帯などの当事者にアンケートやインタビューを行い、彼らの個人情報入手するため、以下の対応を行う。

（1）研究機関の規範及び審査

小関（研究代表者）の所属する明治大学は、「明治大学研究者行動規範」のなかで、「人権の尊重及び個人情報の保護」を定めていることから、本研究の遂行にあたっては、この行動規範を遵守する。

また、明治大学は「明治大学倫理審査委員会」を置いている。本研究は必要に応じて同委員会の審査を受け、承認を受ける。

各研究分担者が自らの管轄下で調査を行う場合、必要に応じて自らの所属する大学で倫理審査を受けて承認を受ける。

（2）調査対象者の同意と個人情報保護の方針

アンケート・インタビュー調査を行うにあたっては、調査対象者に対して調査の目的と調査結果の用途を丁寧に分かりやすく説明したうえで、調査協力の同意を得る。特に外国人に対しては調査対象者が完全に理解できるよう、母語でのコミュニケーションを行う。

調査対象者の個人情報が外部に漏れないよう、調査対象者の氏名や連絡先など個人を特定できる情報を収集・共有しない。特に、金融サービスなどの利用者については、金融サービスを提供する企業（調査協力機関）は個人を特定できない形に情報を加工して提供する。

5 研究計画最終年度前年度応募を行う場合の記述事項 (該当者は必ず記述すること(公募要領25頁参照))

本欄には、本研究の研究代表者が行っている、令和3(2021)年度が最終年度に当たる継続研究課題の当初研究計画、その研究によって得られた新たな知見等の研究成果を記述するとともに、当該研究の進展を踏まえ、本研究を前年度応募する理由(研究の展開状況、経費の必要性等)を1頁以内で記述すること。
 該当しない場合は記述欄を削除することなく、空欄のまま提出すること。

| 研究種目名 | 課題番号 | 研究課題名 | 研究期間 |
|-------|------|-------|--------------------|
| | | | 平成 年度～令和 3年度 |

当初研究計画及び研究成果

前年度応募する理由

基盤研究(B)(一般)11-(1)
(金額単位:千円)

| 年度 | 国内旅費の明細 | | 外国旅費の明細 | | 人件費・謝金の明細 | | その他の明細 | |
|----|-----------------------------------|-----|------------------------------------|-----|--------------------------------------|-------|-------------------------------------|-------|
| | 事項 | 金額 | 事項 | 金額 | 事項 | 金額 | 事項 | 金額 |
| R3 | 母子世帯支援施設、母子世帯支援施設などの視察調査出張(課題3) | 400 | | | 生活困窮者支援に関する聞き取り 調査員5名・対象者30名(課題1) | 300 | 金融サービスの利用調査委託費:聞き取り25・アンケート250(課題1) | 1,650 |
| R3 | | | | | 母子世帯支援施設等への聞き取り・アンケート 100団体(課題3) | 750 | 生活困窮者支援に関する聞き取り 資料印刷費・通信費(課題1) | 20 |
| R3 | | | | | | | 送り出し国(ベトナム・ネパール等)での調査委託費(課題2) | 2,300 |
| R3 | 計 | 400 | 計 | 0 | 計 | 1,050 | 計 | 3,970 |
| R4 | 家計管理支援事業の視察調査出張 100千円×5回(課題3) | 500 | フランスの現地視察調査 4泊5日間(230千円×3人)(課題3) | 690 | 生活困窮者支援に関するアンケート 調査員5名・対象者150名(課題1) | 520 | 金融サービスの利用調査委託費:聞き取り25・アンケート250(課題1) | 1,650 |
| R4 | フランスの視察調査に関する学会報告 100千円×1人(課題3) | 100 | | | フランスの視察調査 通訳・訪問先の母子世帯支援5団体・施設(課題3) | 410 | 生活困窮者支援に関する聞き取り 資料印刷費・通信費(課題1) | 60 |
| R4 | | | | | | | 送り出し国(ベトナム・ネパール等)での調査委託費(課題2) | 2,000 |
| R4 | | | | | | | 一般市民への中間報告会開催のための会場費・印刷費等(課題1-3) | 100 |
| R4 | 計 | 600 | 計 | 690 | 計 | 930 | 計 | 3,810 |
| R5 | 生活困窮者、金融教育に関する学会報告100千円×2人(課題1・3) | 200 | | | 社協・自治体貸付に関する聞き取り 調査員5名・対象者30名(課題1) | 300 | 金融サービスの利用調査委託費:聞き取り25・アンケート250(課題1) | 1,650 |
| R5 | | | | | 母子世帯への継続的な金融教育に関する講師・協力者10名(課題3) | 1,400 | 社協・自治体貸付に関する聞き取り 印刷費・通信費(課題1) | 20 |
| R5 | | | | | | | 母子世帯への金融教育テキスト作成委託費、会場費等(課題3) | 2,130 |
| R5 | 計 | 200 | 計 | 0 | 計 | 1,700 | 計 | 3,800 |
| R6 | 外国人母子世帯の調査に関する学会報告100千円×1人(課題3) | 100 | 外国人の金融包摂の調査に関する学会報告200千円×1人(課題1・2) | 200 | 社協・自治体貸付に関するアンケート 調査員5名・対象者150名(課題1) | 520 | 金融サービスの利用調査委託費:聞き取り25・アンケート250(課題1) | 1,350 |
| R6 | | | | | | | 社協・自治体貸付に関するアンケート 印刷費・通信費(課題1) | 60 |
| R6 | | | | | | | 英文校閲費(海外学術雑誌への投稿 110千円×2回)(課題1・3) | 220 |
| R6 | 計 | 100 | 計 | 200 | 計 | 520 | 計 | 1,630 |

旅費、人件費・謝金、その他の必要性

(1) 旅費は国内外の学会発表、母子生活支援施設・婦人保護施設・家計改善支援団体等の視察、フランスの支援団体視察(課題3)の旅費を計上した。
(2) 人件費・謝金は生活困窮者に関する支援団体や社協・自治体への聞き取りやアンケート(課題1)、母子生活支援施設等への聞き取りやアンケートでの謝金(課題3)、外国人母子世帯を対象とした金融教育を試行する際の講師・協力者への謝金(課題3)を計上した。
(3) その他の費用は、A)外国人労働者・留学生に金融サービスを提供する金融機関や企業に調査を委託し、その金融機関・企業の顧客を対象に追跡調査を行って金融サービスの効果を測定する費用、B)銀行口座開設や海外送金などの金融を外国人に提供する金融機関や、外国人に家賃保証や就労あっせんなどを行う企業に調査業務を委託し、それらの金融機関や企業を通じて、利用者へのアンケートやインタビューを継続的に行い、追跡調査を行うために、その他の経費を計上した。また、ベトナム・ネパール等の送り出し国に事業拠点を有する企業に調査業務を委託し、労働者・留学生・関係機関に聞き取りを行い、金融教育を試行するために、その他の経費を計上した。

研究費の応募・受入等の状況

基盤研究(B)(一般)12-(1)

(1) 応募中の研究費

| 研究者氏名 | 小関 隆志 | | | | |
|-------------------------------------|--|----|-----------------------------------|---------------|--|
| 資金制度・研究費名(研究期間・配分機関等名) | 研究課題名(研究代表者氏名) | 役割 | 令和3年度の研究経費(期間全体の額) | 令和3年度エフオ-ト(%) | 研究内容の相違点及び他の研究費に加えて本応募研究課題に応募する理由(科研費の研究代表者の場合は、研究期間全体の受入額) |
| 【本応募研究課題】基盤研究(B)(一般) (R3~R6) | 日本に住む外国人に対する金融包摂の方策 | 代表 | 3,970 (12,180) (千円) | 30 | <div style="border: 1px solid black; height: 100%; width: 100%; position: relative;"> </div> <p style="text-align: right;">(総額 20,000 千円)</p> |
| 基盤研究(B)(一般) (R3~R6) | 膨らむ不安定居住の実態解析と生活困窮者支援の包摂原理の多様化に関する実践的研究 (水内 俊雄) | 分担 | 150 (550) (千円) | 5 | <p>この研究はホームレスをはじめとする生活困窮者に対する居住問題を中心としているが、外国人の金融包摂を主題とする本応募研究とは大きく異なる。ただし社会的弱者の社会的包摂という点では共通性があり、相乗効果が期待できる。</p> <p style="text-align: right;">(総額 - 千円)</p> |
| | | | (千円) | | |
| | | | (千円) | | |
| | | | (千円) | | |

(2) 受入予定の研究費

基盤研究 (B) (一般) 1 2 - (2)

| 資金制度・研究費名 (研究期間・配分機関等名) | 研究課題名 (研究代表者氏名) | 役割 | 令和3年度の研究経費 (期間全体の額) | 令和3年度エフォ-ト (%) | 研究内容の相違点及び他の研究費に加えて本応募研究課題に応募する理由 (科研費の研究代表者の場合は、研究期間全体の受入額) |
|---------------------------------------|---|----|--------------------------------|------------------|--|
| 基盤研究 (B) (一般) (H30 ~ R4) | 社会的連帯経済の「連帯」を紡ぎ出すものは何か コミュニティ開発の国際比較研究 (藤井 敦史) | 分担 | 10 (40) (千円) | 5 | この研究は社会的連帯経済に関する国際的な共同研究であり、イギリス・イタリア・韓国などにおける社会的連帯経済の理論的・実証的研究を行っている。本応募研究課題とは全く異なる分野で、研究分担者も重なっていない。応募者は、本応募研究課題である金融包摂と、非営利組織・協同組合の双方をこれまで同時並行的に研究してきたことから、この研究に加えて本応募課題にも応募するものである。 (総額 - 千円) |
| | | | (千円) | | |
| | | | (千円) | | |
| | | | (千円) | | |
| | | | (千円) | | |
| (3) その他の活動 | | | | 60 | |
| 合 計 | | | | 100 (%) | |